

# ○今帰仁村議会基本条例

## 目次

### 前文

#### 第1章 総則（第1条）

#### 第2章 議会・議員の活動原則（第2条・第3条）

#### 第3章 村民と議会の関係（第4条）

#### 第4章 村長等と議会及び議員の関係（第5条―第7条）

#### 第5章 自由討議（第8条）

#### 第6章 政務活動費（第9条）

#### 第7章 議会及び議会事務局の体制整備（第10条―第14条）

#### 第8章 議員の身分・待遇と政治倫理（第15条・第16条）

#### 第9章 最高規範性及び見直し手続き（第17条―第20条）

### 附則

### 前文

今帰仁村議会は、二代表制の下、村民の代表機関として、住民自治及び団体自治の原則に則り、民主主義の発展、村民福祉の向上及び平和社会の実現に向け、村長等の執行機関との持続的な緊張を保持し、独立・対等の立場において、政策決定並びに事務の執行について監視及び評価を行うとともに、政策立案及び政策提言を行うものである。

特に地方分権の時代において、自治体の自主的な決定と責任の範囲が拡大した今日、議会がその持てる権能を十分に駆使して、自治体事務の立案、決定、執行、評価における論点、争点を自由闊達な討議を通して広く村民に明らかにし、公開することは討論の場である議会の第一の使命である。

このような使命を達成するために闊達な議論をとおして、論点・争点を広く村民に公開することにより、公正性と透明性を確保し、この条例に定める議会としての独自の議会運営を実践することにより、村民の負託に応え、信頼されることを決意し、この条例を制定する。

## 第1章 総則

### （目的）

第1条 この条例は、村民に身近な議会として、議会の基本理念、議員の責務、活動原則等を定め、地方自治の本旨に基づく村民の負託に的確に応え、もって村民の福祉の向上及び豊かな村づくりの実現と、村政の発展に寄与することを目的とする。

## 第2章 議会・議員の活動原則

### （議会の活動原則）

第2条 議会は、民主主義を基本とする村民の代表機関であることを自覚し、公正性・透明性を重視し、情報公開と村民参加を原則とし、村民に開かれた議会を目指して

活動する。

- 2 議会は、議員、村長、執行機関の長及び補助機関である職員（以下「村長等」という。）が、村づくりの自由な討論の場であることを認識し、その実現のために、議会運営について協議調整し、その役割を果たさなければならない。
- 3 議長は、村民の傍聴に関し、議案の審議に用いる資料等を提供するなど、村民の傍聴の意欲を高める議会運営に努めるものとする。
- 4 議長は、会議を休憩する場合には、その理由及び再開の時刻を宣告するよう努めるものとする。

#### （議員活動の原則）

第3条 議員は、議会が言論の府であること及び合議制の機関であることを十分に認識し、議員相互間の自由な討議を重んじなければならない。

- 2 議員は、村政の課題全般について、日常の調査及び研修活動を通じて自らの資質の向上に努めるとともに、村民の意見を的確に把握し、村民の代表にふさわしい活動をするものとする。
- 3 議員は、地域の個別的な事案の解決だけでなく、村民全体の福祉の向上を目指して活動し、その結果について、村民に説明する責務を持たなければならない。

### 第3章 村民と議会の関係

#### （村民参加及び村民との連携）

第4条 議会は、議会の活動に関する情報公開を徹底するとともに、村民に対する説明責任を十分に果たさなければならない。

- 2 議会は、本会議のほか、常任委員会、議会運営委員会、特別委員会（以下「委員会」という。）及び全員協議会を原則公開する。
- 3 議会は、村民、村民団体、特定非営利活動を行う団体等との意見交換の場を設けて、議会及び議員の調査能力を強化するとともに、政策提言の拡大を図るよう努めるものとする。
- 4 議会は、議案に対する各議員の態度を議会広報で公表する等、情報の提供に努めるものとする。
- 5 議会は、前各項の規定に関する実効性を高める方策として、全議員の出席の下に村民に対する議会の報告の場を少なくとも年1回開催することを努めるようにし、議会の説明責任を果たすとともに、村民の意見を聴き、議会活動の活性化を図るものとする。

### 第4章 村長等と議会及び議員の関係

#### （質問、質疑における質疑応答の方法）

第5条 議会の本会議における議員と村長等との質疑応答は、今帰仁村議会会議規則（昭和62年議会規則第1号）第55条の規定により、同一議員につき同一議題につ

いて3回を超えることができない。ただし、特に議長の許可を得たときにはこの限りでない。

- 2 一般質問は事前通告し、村長等は答弁書を提出するものとする。質問は一問一答方式でおこなう。

(村長による政策等の形成過程の説明)

第6条 議会は、村長が議会に政策、施策、計画、事業等(以下「政策等」という。)を提案するときは、政策等の水準を高めるため、政策等の提案に至った経緯、理由の説明を求めることができる。

- 2 議会は、政策等の提案を審議するに当たっては、その立案及び執行における論点及び争点を明らかにするとともに、執行後における政策評価に資する審議に努めるものとする。

(議案審議における説明資料の提供)

第7条 議会は、村長が議会に議案を提出する場合、審議を深められるよう分かりやすい説明資料の提供を求めることができる。

## 第5章 自由討議

(自由討議による合意形成)

第8条 議会は、議員による言論の場であることを認識し、本会議、委員会及び全員協議会のそれぞれの会議における議案審議の結論を出すに当たっては、議員相互間の自由討議によって多様な意見を出しあった上で合意形成に努めなければならない。

- 2 議員は、議員相互間の自由討議を経て、政策、条例等の立案及び政策提言を積極的に努めるものとする。

## 第6章 政務活動費

(政務活動費の交付)

第9条 村政に対する調査研究、政策提言に資するため議員に政務活動費を交付することができる。

- 2 政務活動費については、別に条例で定める。

## 第7章 議会及び議会事務局の体制整備

(委員会等の適切な運営)

第10条 議会は、社会、経済情勢等により新たに生じる行政課題に適切かつ迅速に対応するため、委員会及び全員協議会の適切な運営に努めなければならない。

(議会事務局の体制整備)

第 11 条 議会は、議会及び議員の政策形成・立案機能を高めるため、議会事務局の調査・法務機能を積極的に強化する。

(議員研修の充実強化)

第 12 条 議会は、議員の政策立案及び政策提言の能力の向上を図るため、積極的に議員研修の充実強化を図るよう努めるものとする。

第 13 条 議会は、議員研修の充実強化の結果を、議会及び議会広報等で村民に報告するものとする。

(議会広報の充実)

第 14 条 議会は、村政に係る重要な情報を、議会独自の視点から、常に村民に対して周知するよう努めるものとする。

2 議会は、情報技術の発達に即した多様な広報手段を活用することにより、多くの村民が議会と村政に関心を持つよう議会広報活動に努めるものとする。

## 第 8 章 議員の身分・待遇と政治倫理

(議員定数及び議員報酬)

第 15 条 議員定数（以下「定数」という。）及び議員報酬（以下「報酬」という。）は、別に条例で定める。

2 定数及び報酬の改正に当たっては、村政の現状と課題、将来の予想と展望を十分に考慮するとともに、議員活動の評価等に関して村民の意見を聴取するため、参考人制度及び公聴会制度を有効に活用するものとする。

3 定数及び報酬の改正に当たっては、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 74 条第 1 項の規定による村民の請求があった場合を除くほか、改正理由の説明を付して議員が提案することができる。

(議員の政治倫理)

第 16 条 議員は、村民の負託に応えるため、高い倫理的義務が課せられていることを常に自覚し、村民の代表者として良心と責任感を持って、自己の地位に基づく影響力を行使することによって村民の疑惑を招くことのないよう行動するとともに、議員の品位を保持し識見を養うよう努めなければならない。

## 第 9 章 最高規範性及び見直し手続き

(最高規範性)

第 17 条 この条例は、議会運営における最高規範であって、議会に関する条例、規則等の制定を行うときは、この条例の趣旨を踏まえ整合を図るものとする。

(議会及び議員の責務)

第 18 条 議会及び議員は、この条例に定める理念及び原則並びにこれらに基づいて制定される条例、規則等を遵守して議会を運営し、もって村民を代表する合議制の機関として、村民に対する責任を果たさなければならない。

(見直し手続き)

第 19 条 議会は、この条例の目的が達成されているかどうかを議会運営委員会において検証するものとする。

2 議会は、前項による検討の結果、条例、規則等の改正が必要な場合は、この条例の改正を含む適切な措置を講ずるものとする。

3 議会は、この条例を改正する場合には、全議員の賛同する改正案であっても、本会議において、改正の理由及び背景を詳しく説明しなければならない。

(委任)

第 20 条 この条例に定めるもののほか、必要な事項については、議長が別に定める。

附 則

この条例は、平成 31 年 1 月 1 日から施行する。